

## 夜間蓄熱型機器の蓄熱時間帯変更について

- ・北海道の冬季においては、照明が点灯する夕刻に加え、深夜にも需要がピークとなります。
- ・深夜の節電には限界があるため、夜間蓄熱型機器を単独で計量しているお客さまにご協力をお願いし、深々夜時間帯を避けて通電できるように、当面の間、当社設備（タイムスイッチ）の設定を変更します。

### 1. 該当となるお客さま

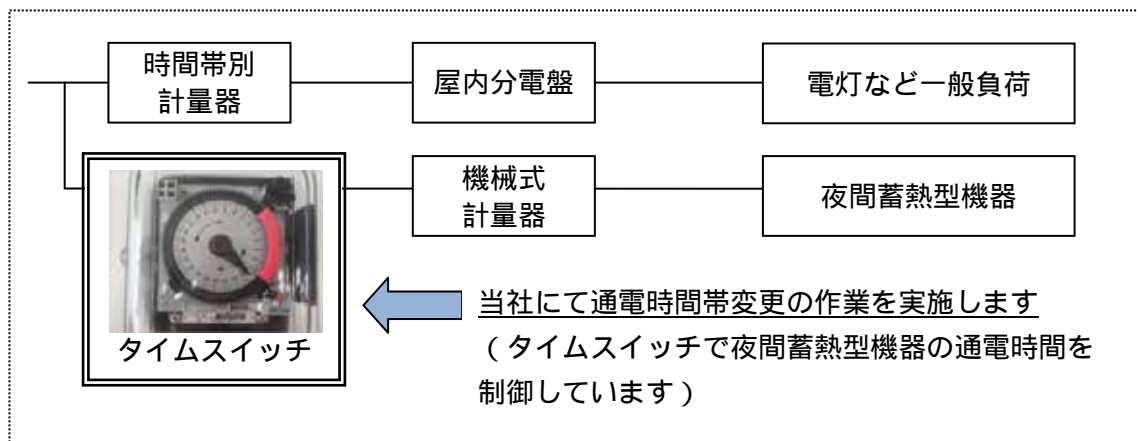
- ・時間帯別電灯・ピーク抑制型時間帯別電灯・3時間帯別電灯（うち夜間蓄熱型機器を単独で計量しているお客さま）
- ・深夜電力Aおよび深夜電力Bならびに深夜電力Dの適用を受けるお客さま。

### 2. 変更の内容

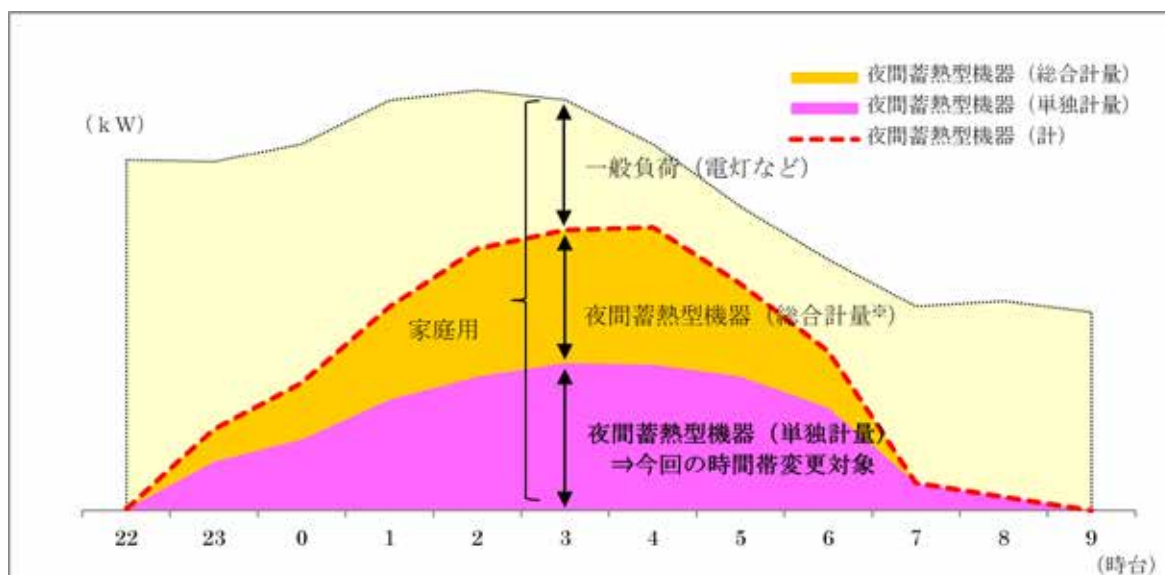
- ・夜間蓄熱型機器を単独で計量している一部のお客さま（主として5時間通電機器を対象）に通電時間帯変更をお願いいたします（例：「1時～6時」「4時～9時」）

夜間蓄熱型機器の通電開始時刻を前後5時間（現行選択約款では2時間）の範囲内で変更する旨、特例規定（電気事業法第21条第1項ただし書きに基づく供給約款等以外の供給条件）を経済産業大臣に対して申請し、認可を受けております。（平成24年10月12日申請および認可、10月22日実施）

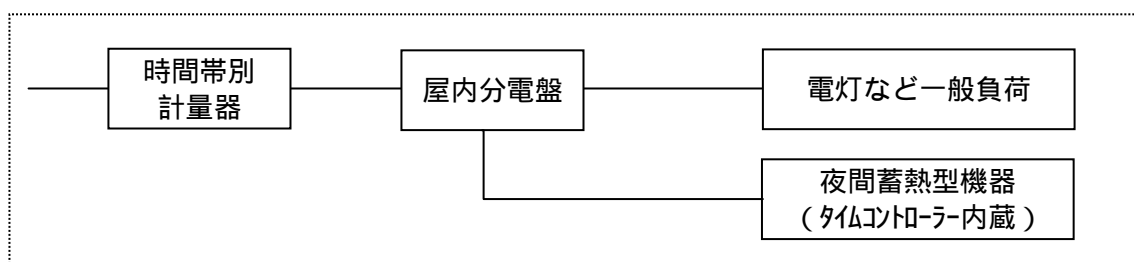
- ・通電時間帯を変更しても、今まで同様、夜間蓄熱型機器の使用量には夜間の料金単価が適用されます。
- ・通電時間帯の変更についてダイレクトメール等でお知らせし、お客さまにご了解をいただいた後、当社にてタイムスイッチの変更を実施いたします。お客さまに作業をお願いすることはありません。
- ・電灯などの一般負荷の計量時間帯に変更はありません。



< 参考 > 家庭用における夜間蓄熱型機器のご使用量 (イメージ)



- 総合計量のお客さま( 時間帯別電灯・ピーク抑制型時間帯別電灯・3 時間帯別電灯 )
- ・電灯などの一般負荷と夜間蓄熱型機器を一括して計量しています。
  - ・夜間蓄熱型機器の通電時間帯はお客さま設備で制御されています。
  - ・総合計量のお客さまは、今回変更はありません。



当社は、昨今の需給状況を踏まえた負荷平準化に資する季節別・時間帯別料金の展開や選択約款メニュー全般の見直しについて、すみやかに検討・実施してまいります。